

計量器定期検査通知用封筒広告募集要領

1 趣旨

この要領は、計量器定期検査通知用封筒への広告掲載の募集について、名古屋市広告掲載要綱並びに、経済局広告掲載要綱（以下「局要綱」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものです。

2 広告媒体

広告掲載を募集する広告媒体である封筒は、名古屋市経済局産業労働部産業企画課（以下「産業企画課」という。）が、計量法第 19 条の規定に基づき、市内の特定計量器定期検査を実施することに伴い、受検予定の事業者に対して事前に計量器定期検査通知書を送付するためのものです。その概要は以下のとおりとします。

(1) 名称

計量器定期検査通知用封筒

(2) 規格

107 mm×220 mm

プラ窓 1 か所（45 mm×90 mm）

左横貼

テープタック（本体）

古紙パルプ配合率が 40%以上であり、その旨を封筒上に表記したもの
印刷（表 1 色、内 1 色）

(3) 差出対象

令和 7 年度に本市の特定計量器定期検査を受検予定の事業者

(4) 差出予定数

約 1,400 事業者

(5) 差出時期

令和 7 年 3 月～令和 7 年 9 月

(6) 差出予定エリア

令和 7 年に特定計量器定期検査実施予定の 7 区
（東区、北区、西区、中村区、中区、中川区及び港区）

3 広告の規格、掲載位置、掲載期間等

(1) 掲載位置

封筒裏面の中央部（別添「封筒イメージ図」参照）

(2) 広告スペース

縦 75 mm×横 100 mm（最大）

(3) 広告枠数

1 枠

(4) 色数

1 色刷（緑色）

(5) 広告掲載期間

令和 7 度小型はかり定期検査通知書の送付期間（令和 7 年 3 月～令和 7 年 9 月）

(6) 広告掲載料

50,000 円（消費税等込）以上

4 広告の範囲

局要綱第 4 条第 1 項に定めるものとします。

5 申込み手続き

計量器定期検査通知用封筒に掲載する広告の掲載申込を行う者は、以下に従ってお申し込みください。

(1) 募集期間

令和 6 年 12 月 10 日（火）～令和 7 年 1 月 7 日（火）

(2) 申込方法

計量器定期検査通知用封筒広告掲載申込書（様式 1）に必要事項を記入の上、広告原稿案（A4 用紙 1 枚程度）を添付して、産業企画課まで郵送（令和 7 年 1 月 7 日（火）必着）もしくは持参してください。

持参の場合は、申込期間内の月曜日～金曜日（12 月 28 日～1 月 5 日を除く）の午前 9 時から午後 5 時（正午～午後 1 時を除く）まで受け付けます。

〔申込先〕 〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市経済局産業企画課（計量担当）（担当：櫻井・小栗）

6 選定方法

計量器定期検査通知用封筒に掲載する選考は、広告内容について局要綱第 6 条第 1 項の規定に基づく審査会の承認を得た者の中から、提示金額の高いものとし、提示金額が同額の場合は、次の各号に掲げる順位により決定するものとします。

(1) 第 1 順位 名古屋市ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度実施要綱第 6 条の規定により、ワーク・ライフ・バランス推進企業に認証されている者であること。

(2) 第 2 順位 市内に本社、支店、営業所等を有する事業者。

2 前項によってもなお募集枠数を超えた場合は、抽選により順位を決定します。

7 広告掲載に係る契約

計量器定期検査通知用封筒に掲載する広告として決定を受けた申込者（以下「広告掲載者」という。）は、定められた期日までに市長と広告掲載にかかる契約を締結するものとします。

8 広告掲載料の納入

広告掲載料は、市の発行する納入通知書（名古屋市会計規則（昭和 39 年名古屋市規則第 5 号）第 20 号様式）により定められた期日までに一括前納するものとします。

9 広告原稿の作成及び提出

広告掲載者は、計量器定期検査通知用封筒に掲載する広告原稿を完成原稿で作成し、電子データにより、令和 7 年 1 月 31 日（金）までに産業企画課に提出するものとします。

10 その他注意事項

(1) 広告内容の変更

提出された広告原稿が局要綱及び本要領に違反していると認められる場合は、期限を定めて広告主に対してその内容等の改善を求めるものとします。

(2) 広告掲載の取止め

次の各号のいずれかに掲げる場合においては、広告主に事前に通知したうえで、広告掲載の決定を取り消し、広告の掲載を取止めます。

ア 指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合

イ 指定した期日までに広告原稿の提出又は原稿の内容改善が行われない場合

ウ その他広告掲載が不適當であると判断した場合

(3) 広告掲載の取下げ

広告主は自己の都合により、広告の掲載を取下げることができます。ただし、印刷終了後については、取下げができません。

(4) 広告掲載料の返還

(2)により広告の掲載を取止めた場合又は(3)により広告の掲載を取下げた場合は、既に納付済みの広告掲載料の返還は行いません。

(5) 協議

本要領中定めのない事項については、名古屋市と広告掲載者で協議して定めることとします。ただし、協議が整わない場合は、名古屋市の指示に従うものとします。

11 問い合わせ先

名古屋市経済局産業企画課（計量担当）（担当：櫻井・小栗）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

電話番号：052-972-2448

FAX番号：052-972-4136